

厚生労働省発保 0 4 0 7 第 1 号
令 和 8 年 4 月 7 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

国民健康保険調整交付金（保健事業分）の国庫補助について

標記の交付金の交付については、昭和 53 年 9 月 29 日厚生省発保第 73 号厚生事務次官通知の別紙「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙のとおり改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内保険者に対しては、貴職からその旨通知するとともに、その申請手続等に遺漏のないように取り計らい願いたい。